

土木建築行政の概要

平成 25 年 度



広島県土木局

表紙写真

第二音戸大橋（一般国道 487 号 警固屋音戸バイパス）
（呉市）

目 次

1	土木局の話題(トピック)	
(1)	平成 24 年土木局重大ニュース	1
(2)	指標で見る土木局	4
2	平成 25 年度土木局行政の基本方針	6
3	土木局行政組織	
(1)	組織図	12
(2)	職員現員表	14
(3)	地方機関等の位置等	15
(4)	管内要図	16
(5)	土木局組織の沿革	18
4	平成 25 年度当初予算	
(1)	一般会計歳出予算総括表	23
(2)	特別会計歳出予算総括表	23
(3)	一般会計歳出予算事業別内訳表	24
(4)	平成 25 年度土木局関係当初予算 (図表)	25
(5)	平成 25 年度土木局関係当初予算	27
(6)	土木局関係予算の推移	28
5	社会資本整備の優先順位 [プライオリティー] の設定について	31
6	地域整備計画実施方針の策定について	33
7	平成 25 年度建設事業執行方針	34

1 土木局の話題(トピック)

(1)平成24年土木局重大ニュース

事業別整備計画の策定

1月

平成23年に策定した「社会資本未来プラン」を着実に推進するため、各事業別(河川, 砂防, 海岸, 港湾)の整備計画を策定した。

※道路, 住宅は23年10月策定

県営基町住宅及び市営吉島住宅更新事業等における相互協力に関する覚書の締結

3月26日



県及び広島市が相互に協力し、双方の事業実施に伴い必要となる移転先住宅を、相互に融通しあうことで合意し、覚書を締結した。

東広島・呉自動車道 部分供用

4月1日



一般国道375号 東広島・呉自動車道(黒瀬IC~阿賀IC:L=12.3km 暫定2車線)が供用した。

仁賀ダム供用開始

4月1日



平成元年度より事業着手し、平成22年11月から試験湛水を開始した仁賀ダムの供用を開始した。

広島空港の航空路線の充実

- ・広島～上海線の増便
- ・広島～ソウル線の増便
- ・広島～上海線の増便
- ・ANA広島～札幌線就航

4月16日

7月6日

9月20日

12月13日



- ・広島～上海線の増便(週7便→9便)
- ・広島～ソウル線の増便(週7便→9便)
- ・広島～上海線の増便(週9便→10便)
- ・ANA広島～札幌線を再開(JALとあわせて日2便となる。)

社会資本整備の優先順位〔プライオリティー〕の設定

6月20日

限られた財源を最大限有効に活用し、効果的・効率的に社会資本整備を進めるため、施策区分や事業区分を越えた優先順位付けを行った。

「海フェスタおのみち」開催 尾道県営2号上屋 周辺整備の実施

7月14日
～29日



「海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進めることを目的として、各種イベントを開催した。

このイベントに活用するため、「海の道」構想に位置づけられた、尾道市西御所地区の上屋周辺整備を実施した。

- ・期間:平成24年7月14日(土)～29日(日)
- ・開催場所:尾道市, 福山市, 三原市

広島ヘリポートの供用開始

11月15日



平成23年5月の広島県知事・広島市長会談での広島西飛行場のヘリポート化についての合意を受け、広島ヘリポートが供用開始された。

また、同日で広島西飛行場が廃港になった。

都市計画道路神辺水呑線 「新入江大橋」の開通

12月19日



朝夕を中心に慢性化した渋滞の緩和を目指し、平成20年度に工事着手した都市計画道路 神辺水呑線「新入江大橋」が開通した。

- ・新規開通区間L=640m(新入江大橋358mを含む)

(2) 指標で見る土木局

県道実延長



3,670km 全国7位

資料出所: 道路統計年報2012

高速自動車国道延長



322km 全国4位

資料出所: 高速道路便覧2012

土砂災害発生件数(H10～18)



486件 全国4位

資料出所: 砂防便覧(平成20年版)

土砂災害危険箇所数



31,987箇所 全国1位

資料出所: 平成14年度国土交通省砂防部
(一部平成10年度分を含む)

広島空港運行便数(国際線)



36便 全国8位

資料出所: 空港振興課調べ(H25.4.1現在)

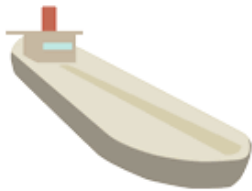
船舶乗降人員数(厳島港)



7,325,266人 全国1位

資料出所: 港湾統計年報(平成23年)

港湾数



44港 全国6位

資料出所:国土交通省港湾局(25.4.1)

プレジャーボート総隻数



16,441隻 全国1位

資料出所:平成22年度プレジャーボート全国
実態調査

都市公園箇所数



2,495箇所 全国10位

資料出所:国土交通省(H24.3.31)

公共下水道普及率



69.9% 全国20位

資料出所:国土交通省(24.3.31)

総住宅数



1,356千戸 全国11位

資料出所:総務省統計局(20.10.1)

着工新設住宅戸数



17,304戸 全国13位

資料出所:平成24年度国土交通省

2 平成25年度土木局行政の基本方針

ポイント1 国の緊急経済対策を活用した公共事業費の確保

- 国の緊急経済対策を活用し、H24年度2月補正予算とH25年度当初予算が一体的で切れ目なくかつH24年度当初予算を上回る規模の公共事業予算を編成

- 公共事業費予算規模 870億円※（H24当初比 119.8%）

※1 H24年度2月補正予算（経済対策分）+H25年度当初予算（災害復旧事業費を除く）

※2 農林水産局からの移管分を含む

公共事業予算規模（特別会計含む）

区 分	H24当初	H24.2補正 (経済対策分)	H25当初	合計(補正+当初)		
	A	B	C	H24当初比 C/A	D(B+C)	H24当初比 D/A
補助公共事業費等	53,759	17,338	51,035	94.9	68,373	127.2
補助公共事業費	39,978	13,789	39,852	99.7	53,641	134.2
国直轄事業負担金	13,780	3,549	11,183	81.1	14,732	106.9
単独公共事業費	18,875	0	18,633	98.7	18,633	98.7
建設事業費	8,730	0	8,108	92.9	8,108	92.9
維持修繕費	10,145	0	10,525	103.7	10,525	103.7
小 計	72,633	17,338	69,668	95.9	87,006	119.8
うち一般会計	68,156	17,338	65,778	96.5	83,117	122.0
災害復旧事業費	2,847	0	2,991	105.1	2,991	105.1
合 計	75,480	17,338	72,658	96.3	89,997	119.2
うち一般会計	71,002	17,338	68,769	96.9	86,107	121.3

〔農林水産局からの移管分を除いた場合〕

合 計	75,480	16,360	71,410	94.6	87,770	116.3
うち一般会計	71,002	16,360	67,520	95.1	83,881	118.1

注1) 特別会計上分を含む

注2) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注3) 農林水産局からの移管分を含む

ポイント2『社会資本未来プラン』の短期集中戦略などへの重点化

〔短期集中戦略に係る取組への重点化〕

- 効果的・効率的に社会資本整備を進めるため、『社会資本整備の優先順位〔プライオリティー〕』などを踏まえ、『社会資本未来プラン』の短期集中戦略に係る取組を重点化

補助公共事業費等のH24当初比(経済対策分含む)

➢ 広域的な交流・連携基盤の強化 (尾道松江線を除いた場合)	119.1% 149.8%
➢ 集客・交流機能の強化とブランド力向上 (警固屋音戸バイパスを除いた場合)	115.9% 176.2%

〔県民の安全・安心確保対策への重点化〕

- 災害に強い県土づくりを進めることなどが求められていることから、県民の安全・安心の確保対策を重点化

補助公共事業費等のH24当初比(経済対策分含む)

➢ 防災・減災対策の充実・強化	129.1%
➢ 総合的な交通安全対策の推進	132.3%
➢ インフラ老朽化対策の推進	224.2%

(単位:百万円, %)

『社会資本未来プラン』重点化方針		H25予算 ^{注1)}		H24 当初比	
			構成比		
短期集中戦略	① 広域的な交流・連携基盤の強化 尾道松江線(H24:69億円⇒H24.2+H25:41)を除いた場合 → (149.8)	24,038	35.2	119.1	重点化
	② 集客・交流機能の強化とブランド力向上 H24完了の警固屋音戸BP(H24:14億円⇒H24.2+H25:0)を除いた場合 → (176.2)	4,663	6.8	115.9	重点化
	計	28,701	42.0	118.6	
中期戦略	③ 環境保全と循環型社会の構築	2,441	3.6	108.1	
	計	2,441	3.6	108.1	
長期戦略	④ 防災・減災対策の充実・強化	22,757	33.3	129.1	重点化
	⑤ 自立した生活ができる環境の整備	512	0.7	56.4	
	⑥ 総合的な交通安全対策の推進	3,431	5.0	132.3	重点化
	⑦ 持続可能なまちづくり	2,329	3.4	87.1	
	計	29,029	42.5	121.9	
その他	インフラ老朽化対策の推進	4,880	7.1	224.2	重点化
重点事業計		65,051	95.1	124.0	
その他事業(農林水産局からの移管分を含む)		3,323	4.9	254.2	
合計		68,373	100.0	127.2	
【参考】インフラ老朽化対策の推進(補助[再掲]+単独)		5,160	—	—	

注1) H24年度2月補正予算(経済対策分)+H25年度当初予算(災害復旧事業費を除く)

注2) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注3) 重点事業の各重点化方針への分類に当たっては主として寄与する区分に計上している(再掲なし)

注4) 農林水産局からの移管分を含む

ポイント3 ハードとソフト対策との一体的取組の推進

- 着実に整備を進めている社会インフラを最大限活用するため、あるいは、ハード整備のみでは十分な対応が困難なものについて、
 - 社会インフラの潜在能力を最大限引き出すための対策
 - 例)「広島空港におけるグローバルゲートウェイ機能の強化」を図るため、尾道松江線の整備などハード対策と、広島空港ネットワーク充実事業などソフト対策を一体的に推進
 - 社会インフラの整備を補完するための対策
 - 例)「防災・減災対策の充実・強化」を図るため、公共土木施設の整備などハード対策と、海拔表示シートの設置などソフト対策を一体的に推進
- など、ハードとソフト対策との一体的取組を推進

社会インフラの潜在能力を最大限引き出すための対策(代表的な事例)

◎「広島空港におけるグローバルゲートウェイ機能の強化」

- 広島空港の中四国地方の拠点空港としての競争力強化を図るため、
 - ・ 尾道松江線の整備、JR白市駅のバリアフリー化など、ハード対策
 - ・ 東京線利便性向上策の実施、国際定期路線の増便支援など、ソフト対策
- を一体的に進めることにより、機能強化を図る

区分	広島空港へのアクセス強化	広島空港の利便性向上
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ■ アクセスに資する道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島高速道路 ・ 尾道松江線[国直轄] ・ (国)375号東広島呉道路[国直轄] ■ 広島空港アクセス性向上対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ JR白市駅バリアフリー化 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広島空港の整備[国直轄] <ul style="list-style-type: none"> ・ 滑走路改良 など
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広島空港ネットワーク充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ リムジンバス社会実験の運行助成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広島空港ネットワーク充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外旅行商品の造成支援 ・ 東京線利便性向上策の実施 など ■ インバウンド強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ チャーター便の運航支援 ・ 国際定期路線の増便支援 など

社会インフラの整備を補完するための対策(代表的な事例)

◎「防災・減災対策の充実・強化」

- 災害等による被害の発生を防止・軽減するため、
 - ・ 防災上重要な公共土木施設の整備、緊急輸送道路の整備など、ハード対策
 - ・ 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化など、ソフト対策
- を一体的に進めることにより、県民の安全・安心を確保する

区分	防災対策	減災対策
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共土木施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改修費(道路災害防除) ・ 河川改良費 ・ 港湾海岸保全施設費 ・ 急傾斜地崩壊対策事業費 ・ 通常砂防費 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急輸送道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両の円滑な通行に資する緊急輸送道路の改良等 など
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域の指定 ・ 土砂災害警戒情報の提供 ■ 建設業新分野進出支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の安全・安心を担う建設業者の新分野進出に係る経費の助成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害危険情報の的確な発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波被害想定地域における標識などの道路施設への海拔表示シートの設置 ・ 水位観測所付近への大型の水位表示板の設置 ■ 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断の補助制度を創設する市町に対する支援 ・ 建築物の耐震化及び緊急輸送道路に係る普及啓発 など

■ 土木局における施策体系と主な施策

(予算額は平成24年度2月補正(経済対策分)を含む)

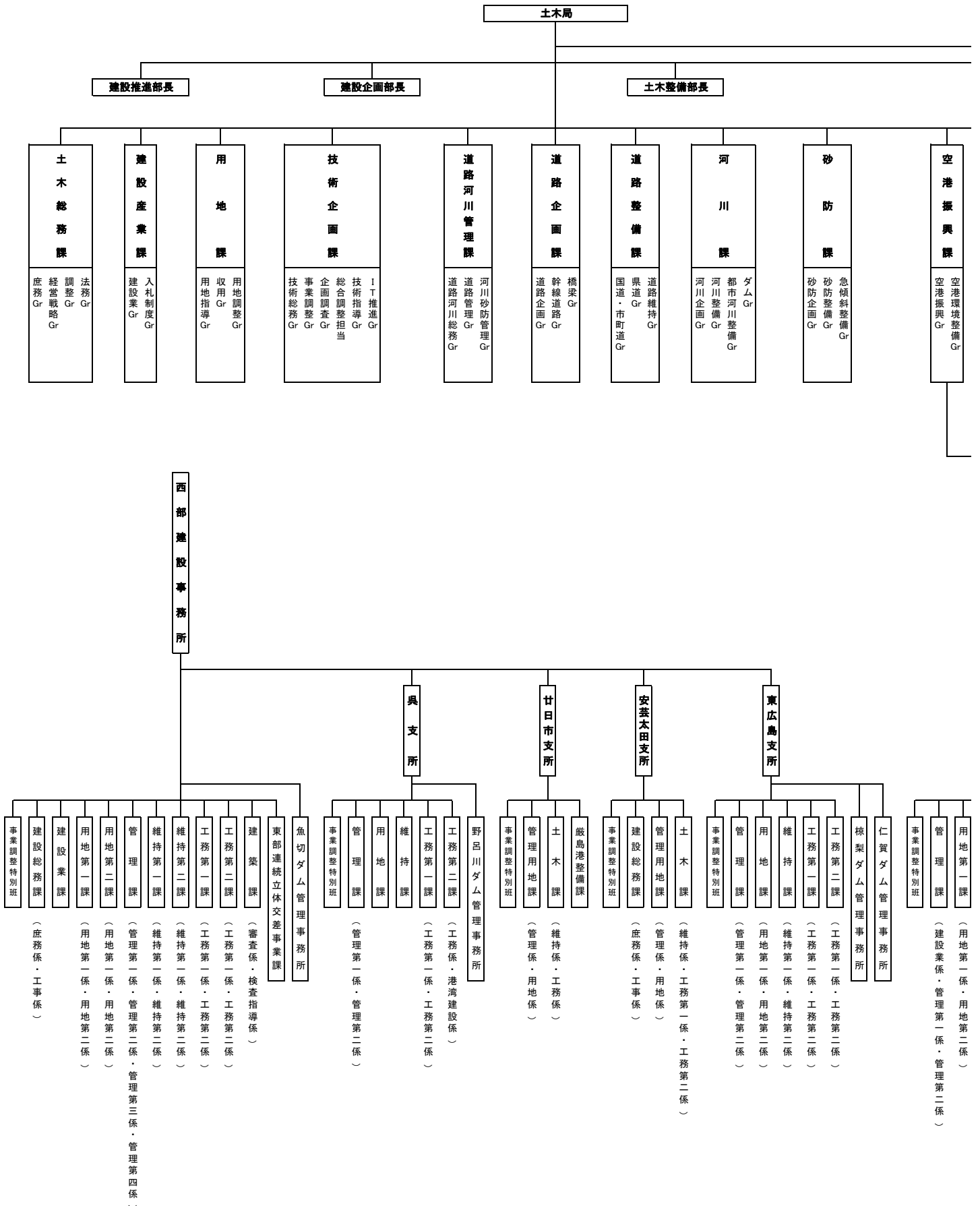
(単位:千円)

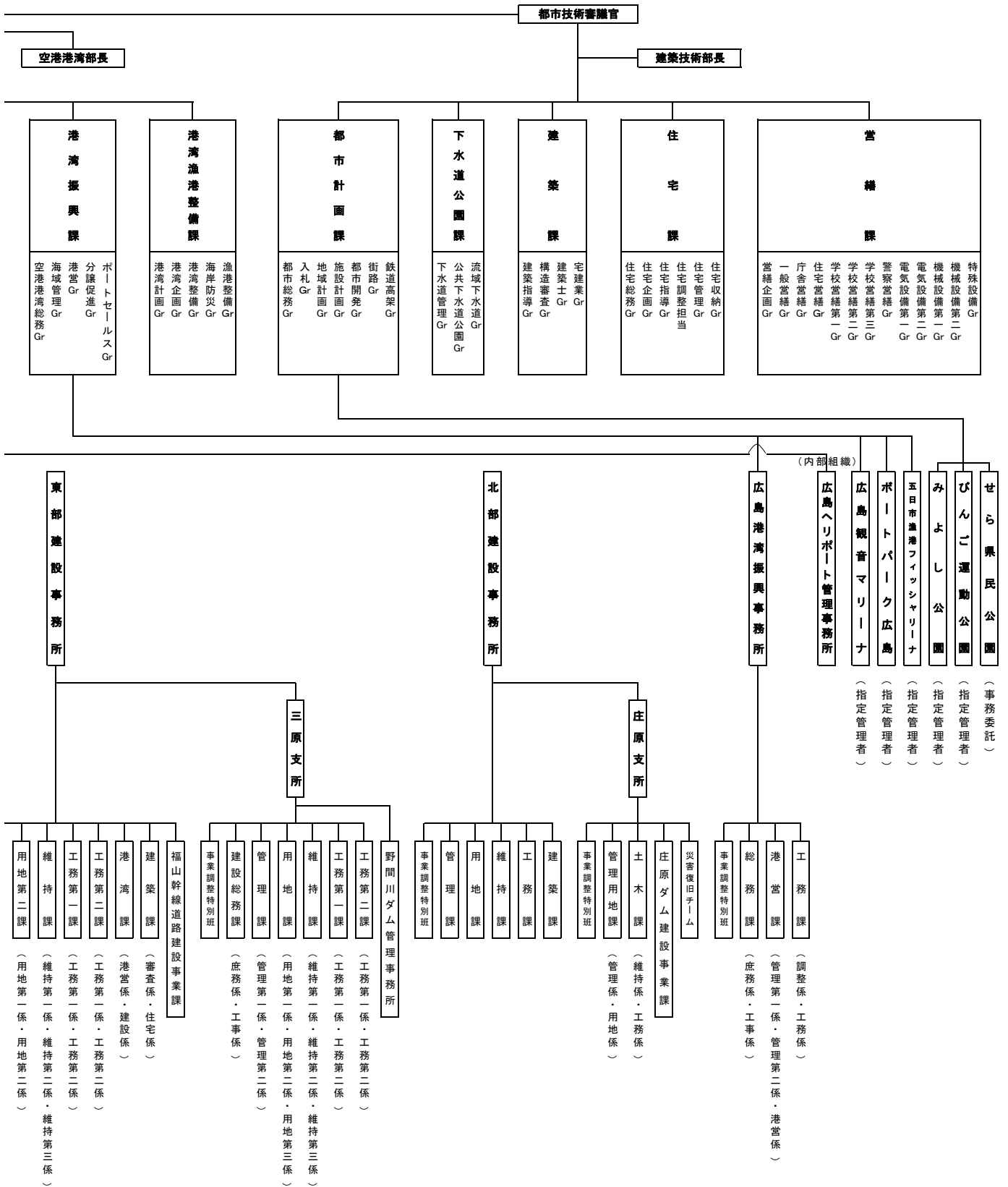
施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
重点化方針① ~広域的な交流・連携基盤の強化					
新たな経済成長を支える物流基盤の充実等		○本県の新たな経済成長への挑戦を支えるため、アジアの経済成長や国際化の進展に合わせたグローバルゲートウェイ機能の強化を図る。 ○また、広域的な行政需要への対応も視野に入れながら、井桁状の高速道路ネットワークとグローバルゲートウェイや産業集積地をつなぐ広域交通ネットワークを強化するなど、企業活動を支える物流機能の充実を図る。	井桁状の高速道路ネットワークの早期構築	尾道松江線(県負担額) 4,100,000 東広島・呉自動車道(県負担額) 2,701,000	道路企画課 道路整備課 港湾漁港整備課 都市計画課
			企業活動を支える物流機能の充実	福山港・尾道糸崎港(県事業) 1,780,940 (都)神辺水呑線(1期)(県事業) 446,000 など	
広島高速道路及び関連道路の整備促進		○広島都市圏が、中国・四国地方の中核都市として、更に拠点性を高めていくためには、定時性・高速性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっているため、広島都市圏の自動車専用道路網を構成する路線について「指定都市高速道路」として、段階的に整備を進めることとしている。	広島高速道路(3号線・5号線) 関連道路((都)大洲橋青崎線)	(出資金・貸付金) 1,516,000 295,000	道路企画課 都市計画課
本州四国連絡橋建設関連事業		○本州四国連絡道路の通行料金の安定等のため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、関係9府県市(大阪府、兵庫県、岡山県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、大阪市、神戸市)とともに出資する。	出資金	(出資金) 3,017,000	土木総務課
ポートセールス強化事業【一部新規】		○県内港の貨物取扱量を増加させるとともに、国際コンテナ定期航路ネットワークの拡充を図ることにより、中国をはじめとするアジア地域との物流の活性化を図る。	助成制度の創設【新規】 ポートセールスの展開	17,000 3,274	港湾振興課
重点化方針② ~集客・交流機能の強化とブランド力向上					
観光施設へのアクセス改善強化【一部新規】		○本県には、豊かな自然や歴史的な町並みなど、国内外からの観光客を呼び込むための多彩で魅力ある観光資源が多数存在することから、これらの観光資源を一層活かすため、県内の観光資源をつなぐネットワークの形成に取り組み、地域産業の活性化や観光インフラの充実による本県のブランド力の更なる向上を図る。 ○また、観光地周辺道路の渋滞対策を図るとともに、既存道路の観光資源化を図り、地域におけるおもてなしの機運を高めていく。	高速道路と観光資源をつなぐネットワーク化の促進	(国)432号大仙バイパス 208,000 など	道路企画課 道路整備課 都市計画課
			観光地周辺の道路整備	(一)比婆山公園線 146,000 など	
			観光地の渋滞対策【一部新規】	6,800	
			既存道路の観光資源化【新規】	6,790	
広島空港機能強化の推進【一部新規】		○本県の空の玄関であり、重要な交通インフラである広島空港について、航空ネットワークの維持拡充やアクセス改善等の機能強化を推進することにより利用者の利便性向上を図り、中四国地方の拠点空港としての競争力向上と広島空港利用者数の増加を図る。 ○また、インバウンド需要の喚起を図るため、チャーター便の運航や国際定期路線の拡充(増便時の立ち上がり)への支援により、インバウンド便を増加・定着させる。	広島空港ネットワーク充実【一部新規】	36,570	空港振興課
			広島空港アクセス性向上対策【新規】	37,081	
			広島空港施設整備	(県負担額) 98,000	
			インバウンド強化	(土木局分のみ) 49,398	
瀬戸内海クルージング促進事業【一部新規】		○「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、海からの観光地訪問や瀬戸内海クルージングを促進することにより、裾野の広い観光産業の振興を図る。	クルージング需要の掘り起こし(瀬戸内クルージングポータルサイト(仮称)の運営など)	4,500	港湾振興課 港湾漁港整備課
			クルージング環境の創出(船上ガイドの育成支援など)【新規】	3,350	
			大型艇保管係留施設の改良(観音マリーナ)【新規】	10,000	
			大型客船の誘致(クルーズ船社等の訪問、広島港五日市岸壁の改良など)【新規】	261,775	
みなとの賑わいづくり事業		○「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、多くの人々が訪れ、憩い、楽しめる、活気と賑わいのある魅力的な空間を創出するため、みなとを臨海部の賑わい拠点として整備し、観光・交流機能の強化を図る。	広島港(宇品・出島地区)	48,660	港湾漁港整備課
			厳島港(宮島口地区、胡町地区)	459,800	
ナショナルサイクリングロード(仮称)推進事業		○「瀬戸内 海の道構想」を推進するため、「瀬戸内サイクリングロード」について、魅力アップに向けた環境整備を行うとともに、しまなみ海道サイクリングロードの更なるブランド化を目指し、世界水準のサイクリングロード(「ナショナルサイクリングロード(仮称)」)の推進に向けた取組を行う。	しまなみ海道	16,000	道路企画課 道路整備課
			とびしま海道	3,000	
			さざなみ海道	130,000	
			江能・音倉地区	115,000	

施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
重点化方針② ～集客・交流機能の強化とブランド力向上					
尾道松江線周辺地域活性化促進事業【一部新規】	○平成26年度の中国横断自動車道尾道松江線の全線開通を見据え、沿線市町及び島根県と連携して、尾道松江線の利用を促進するとともに、同線利活用による沿線市町の活性化を図る。	尾道松江線沿線施設への体系的な誘導対策【土木】		5,000	道路企画課 道路整備課 過疎地域振興課 (地域政策局)
		やまなみサイクリングロード(仮称)の推進【土木】【新規】		1,000	
		地域活性化策のための取組支援【地域】		2,000	
重点化方針③ ～環境保全と循環型社会の構築					
ダム小水力発電推進事業(河川管理施設)【新規】	○再生可能エネルギーの早期かつ有効な活用が社会的要請である中、ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、平成26年度末の導入を目指して、福富ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用電力発電を推進する。	ダム管理用電力発電施設に係る調査・設計(福富ダム)		21,000	河川課
汚水処理対策の推進	○流域下水道事業は、広域的なスケールメリットを働かせて、快適な生活環境を創造するとともに、水質改善と健全な水環境の回復を図るものであり、関連する市町の公共下水道事業と一体となって、効率的な整備を実施する。	太田川流域下水道事業(終末処理場の施設整備)		397,200	下水道公園課
		芦田川流域下水道事業(終末処理場の施設整備, 下水汚泥固形燃料化の実施設計)		1,784,670	
		沼田川流域下水道事業(幹線管渠の整備)		248,700	
重点化方針④ ～防災・減災対策の充実・強化					
総合的な河川防災対策の推進	○流域の都市化が進展している河川や近年に甚大な浸水被害を受けた河川について、河川改修を進めるとともに、高潮被害から市街地を守るため、防潮堤防等の整備を行う。 ○また、これらのハード対策に加え、水位情報等の提供やハザードマップ作成への技術支援等のソフト対策により、安全で安心な地域づくりを推進する。	国直轄事業(負担金)(太田川, 芦田川など)	(県負担額)	2,304,000	河川課
		補助公共事業(手城川, 猿猴川など)		4,415,020	
		単独建設事業		907,880	
		単独維持修繕事業		1,791,226	
ダム建設事業	○集中豪雨などの洪水による災害から県民の生命と財産を守り、県土の保全を図るとともに、既得取水の安定化や河川環境の保全、水道用水を確保するため、現在建設中の多目的ダム(生活貯水池)である庄原ダムの早期完成を図る。	多目的ダム(生活貯水池)(庄原ダム)		1,000,000	河川課
土砂災害防止対策の推進	○土砂災害に対して安全で安心できる県土をつくることは、県民生活の維持向上を図る上での基本であり、ハード対策としての砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進する。 ○また、土砂災害に対する住民の早期避難に資するため、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や防災情報の充実など、ソフト対策の拡充により、総合的な土砂災害防止対策を推進する。	土砂災害防止施設の整備(国直轄, 補助公共, 単独建設)		7,482,725	砂防課
		「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定等		399,000	
		土砂災害警戒情報の提供等		273,000	
		単独維持修繕事業		640,609	
		市町工事受託		11,685	
津波・高潮対策事業	○人口・資産が集中する本県の沿岸域は、高潮や波浪等によって度重なる被害を受けてきた。 ○また、現在、東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しを図ることを中心に進められており、本県においても適切な対応を図っていくとともに、効率的かつ計画的に津波・高潮対策を進め、「安全・安心」を実感できる地域づくりを推進する。	河川高潮対策(国直轄, 補助公共)	補助公共(猿猴川等)	1,073,400 など	河川課 港湾漁港整備課
		海岸高潮対策(国直轄, 補助公共)	補助公共(広島港海岸等)	2,495,000 など	
		海岸施設設計要領等改訂		10,000	
緊急輸送ネットワーク及び災害情報発信の充実・強化【一部新規】	○東日本大震災の発生等を踏まえ、大規模災害発生時の迅速かつ円滑な災害支援活動を確保するため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進するとともに、災害危険情報の的確な情報発信により、大規模災害による被害の発生を防止又は軽減するため、海拔表示シート及び大型水位表示板を設置する。 ○また、道路改良, 橋梁耐震補強や法面対策等, ハード対策を計画的に推進する。	緊急輸送道路のハード対策(道路改良, 橋梁耐震補強, 法面対策)	(国)186号御園バイパス(道路改良)655,000 など	9,732	道路整備課 河川課 建築課
		緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化促進(耐震診断の補助を実施する市町に対する補助など)【新規】	災害危険情報の的確な情報発信(海拔表示シート及び大型水位表示板の設置)【新規】		

施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
重点化方針⑤ ～自立した生活ができる環境の整備					
県営住宅整備事業		○「県営住宅再編5箇年計画」に基づき、老朽化が著しい舟入住宅2号館と吉島住宅を建て替える。 ○また、舟入住宅2号館については、太陽光発電設備の設置を行うなど、県有施設での環境・景観への配慮を先導的に推進する。	県営舟入住宅整備(2号館)	451,907	住宅課
			県営吉島住宅整備(第3,4期)	31,334	
子育て住環境整備事業【新規】		○多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を新たに創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。	「広島県子育てスマイルマンション認定制度」創設など	971	住宅課
子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム普及支援事業		○県内市町における住宅リフォーム助成制度(子育て、高齢者、障害者に資するもの)の創設を支援することにより、県民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を図る。	住宅リフォーム工事を助成する市町に対する補助	10,000	住宅課
重点化方針⑥ ～総合的な交通安全対策の推進					
交通安全施設等の整備		○急速な少子・高齢化社会へ進展していく中で、高齢者、障害者をはじめとする誰もが安全で安心して活動できる生活空間を形成するため、歩行空間のバリアフリー化、通学路の安全確保、交通事故の削減など、安全かつ円滑な交通環境の整備を推進する。 ○特に、通学路については、平成24年度に学校、教育委員会、道路管理者、警察等が連携して実施した、緊急合同点検結果等を踏まえた交通安全対策を行う。	補助公共事業	2,376,000	道路整備課
			単独建設事業	452,460	
放置艇対策の推進		○広島湾地域及び福山港地域の公有水面におけるプレジャーボートの放置等を規制することにより、災害時のプレジャーボート流出による被害拡大を防止するとともに、プレジャーボート係留保管の秩序確立による公有水面利用の適正化を図る。	広島湾地域(放置艇対策)	9,908	道路河川管理課 港湾振興課 港湾漁港整備課
			福山港地域(放置艇対策)	5,026	
			福山港地域(ボートパーク整備)	266,000	
重点化方針⑦ ～持続可能なまちづくり					
持続可能なまちづくりを支える道路の整備		○持続可能なまちづくりを支えるインフラ整備の一環として、必要な道路整備を行うことにより、都市地域において、円滑な都市活動を支え、都市活動の活性化を図るとともに、中山間地域において、地域の自立を支える生活交通の円滑化・地域連携促進や、中心市と周辺地域の機能連携を促進することにより、地域社会の活性化を図る。	都市地域	(都)廿日市駅通線 133,000 など	道路整備課 都市計画課
			中山間地域	(国)433号加計豊平バイパス 260,000 など	
市街地再開発事業		○本県の中核拠点性の向上等に資する広島駅周辺地域の市街地再開発事業を支援し、広島島の玄関口としてふさわしい都市空間の整備を図る。	市街地再開発事業補助金(広島駅南口Bブロック、Cブロック)	597,577	都市計画課
魅力ある建築物創造事業【新規】		○魅力ある公共建築物を創造する仕組みの構築やクリエイティブな人材の誘引や育成などを通して、広島発の魅力ある建築物が持続的に創造されることで、本県のブランドイメージの向上を図る。	魅力ある公共建築物を創造する仕組みの構築(広島型建築プロポーザル方式の確立・実施など)	1,568	営繕課
			民間建築物への波及(クリエイティブな人材の育成など)	1,301	
重点化方針他 ～インフラ老朽化対策の推進					
インフラ老朽化対策の推進		○社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、広島県では建設後50年以上経過した橋梁は、平成24年度の約37%から20年後には約70%に増大するなど、老朽化対策への取組の強化が必要となっている。 ○重大な事故や致命的な損傷等を防ぎ、県民の安全で快適な生活を維持するために、社会資本の点検を実施するとともに、最適な老朽化・長寿命化対策を実施する。	道路ストック総点検(トンネル、法面等緊急点検)	315,000 (うち単独180,000)	技術企画課 道路整備課 河川課 住宅課
			道路施設補修(橋梁補修、トンネル補修など)	(主)広島三次線外 2,462,000 など	
			河川管理施設緊急点検・補修	(一)高屋川下御領排水桶門外 単独100,000	
			県営住宅補修(外壁改修など)	県営安佐住宅外 857,997	
その他 ～多様な主体との連携					
建設業新分野進出支援事業		○長引く不況の影響などにより建設業が深刻な打撃を受けており、今後、道路・河川等の災害対応を始めとした地域の安全・安心の担い手が不足する懸念がある。 ○このため、県が管理する道路・河川等の災害対応や維持管理等を担い、地域の安全・安心を担うと認められる建設業者の自発的な新分野進出の取組を支援する。 ○特に安全・安心の担い手の不足が懸念される過疎地域において、より厚い支援を行う。	建設業新分野進出支援(建設業新分野進出支援補助金)	66,054	建設産業課
ひろしまアダプト活動支援事業		○官民協働で、道路や河川等公共土木施設の環境を向上させるため、活動認定団体に対し、活動経費の一部支援として奨励金を交付する。 ○このことにより、新たな公共サービスの担い手として地域住民等が自発的に参加するアダプト活動を積極的に促進し、県民の公共施設への愛着心の醸成、地域づくりや青少年の活動体験にも繋げていく。	ひろしまアダプト活動支援(活動認定団体への奨励金交付)	19,618	道路河川管理課

(1) 組織図





(2) 職員現員表

(平成25年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員	合計	派遣	職員 総数	
		土木	建築	その他	小計					
本 庁	土木総務課	32	4		4	1	37	75	112	
	建設産業課	11			0	1	12		12	
	用地課	11		1	1	2	13		13	
	技術企画課	8	18		18		26		26	
	道路河川管理課	20			0		20		20	
	道路企画課		11		11		11		11	
	道路整備課		15		15		15		15	
	河川課	2	19		19		21		21	
	砂防課	1	12		12		13		13	
	空港振興課	11	1		1		12		12	
	港湾振興課	23	1		1	1	25		25	
	港湾漁港整備課	1	18		18		19		19	
	都市計画課	12	15	8	23	1	36		36	
	下水道公園課	2	10		2	12	14		14	
	建築課	7		10	2	12	21		21	
	住宅課	16		14		14	33		33	
	営繕課			34	23	57	57		57	
	計	157	124	67	28	219	9	385	75	460
	地 方 機 関	西部建設事務所	68	49	10	59	13	140		140
		呉支所	21	31		31	4	56		56
廿日市支所		16	24		24	2	42		42	
安芸太田支所		19	24		24	4	47		47	
東広島支所		28	42		42	11	81		81	
東部建設事務所		43	58	7	65	6	114		114	
三原支所		39	49		49	4	92		92	
北部建設事務所		15	23	5	28	3	46		46	
庄原支所		13	28		28	4	45		45	
広島港湾振興事務所		25	17		17	4	46		46	
広島ヘリポート管理事務所	2			0		2		2		
計	289	345	22	367	55	711	0	711		
合 計	446	469	89	586	64	1,096	75	1,171		

派 遣 の 内 訳	
島根県	1
福島県	3
広島市	1
呉市	1
竹原市	1
三原市	3
尾道市	1
三次市	2
大竹市	2
廿日市市	1
安芸高田市	1
江田島市	2
海田町	1
熊野町	1
坂町	1
北広島町	1
計	23
土地開発公社	4
道路公社	6
広島高速道路公社	23
住宅供給公社	1
下水道公社	10
日本下水道事業団	1
(株)港湾管理センター	3
広島県土木協会	3
空港ビルディング(株)	1
計	52
合 計	75

(3) 地方機関等の位置等

(行政機関)

名 称	位 置 番 号 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市, 安芸高田市, 江田 島市, 安芸郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 大竹市, 廿日市市及び山県郡を含 む〕	広島市, 呉市, 竹原市, 大 竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安 芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市, 廿日市市 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市, 竹原市, 豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市, 尾道市, 世羅郡 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 庄原市 を含む〕	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する事 務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港, 小用港鹿川港, 中田港, 三高港, 草津漁港, 五日 市漁港及び広島市似島海岸 (地先海面を含む。)	

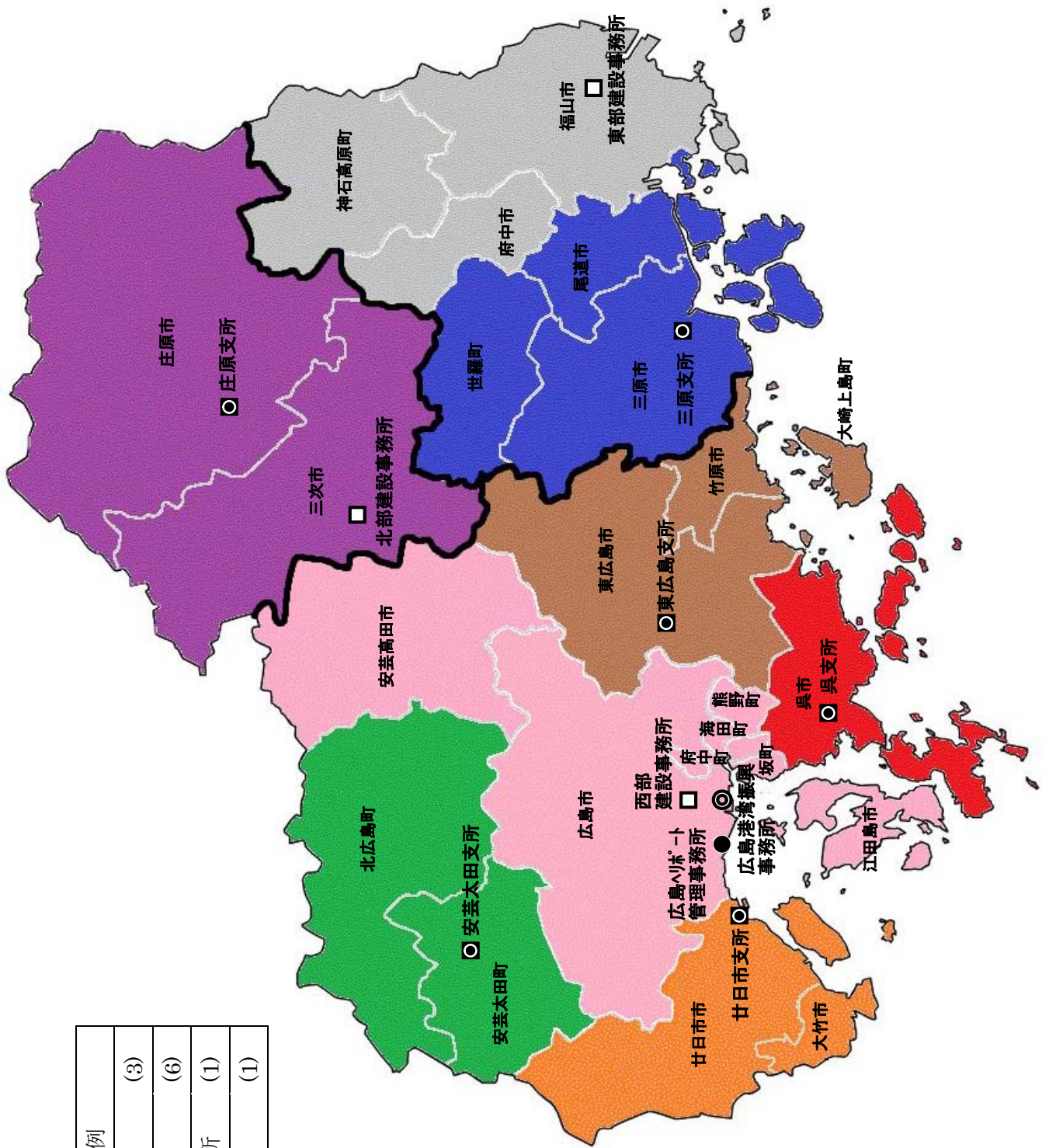
(分課機関)

名 称	位 置 番 号 電 話 番 号	分 掌 事 務
広島県広島へりポート管理事務所	広島市西区観音新町四丁目10-2 (082) 295-2650	広島へりポートの管理・運営及び整備に関すること。

(4) 管内要図

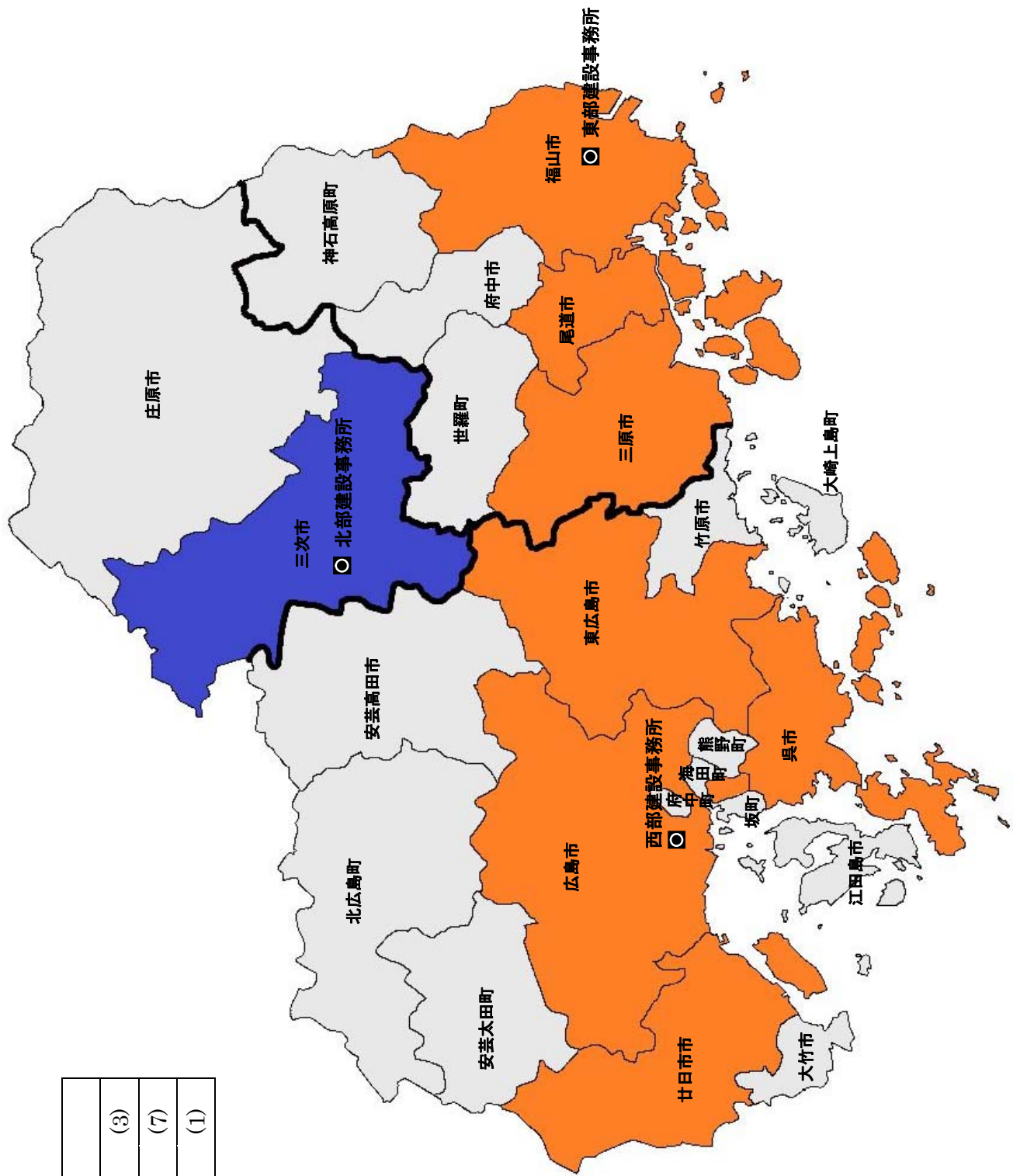
① 土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)
●	地方分課機関 (1)



②建築行政管内

凡	例
●	建設事務所 (3)
■	特定行政庁 (7)
■	限定特定行政庁 (1)



(5) 土木局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> 土木部（6課） 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課 建築部（3課） 建築課，住宅課，営繕課 	<ul style="list-style-type: none"> 広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所 広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 (8課 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課)	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所 (広島，呉，三原，福山，三次)， 土木事務所 (廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原) に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置 → 49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4 課 都市計画課, 都市整備課, 建築課, 住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6 課 都市計画課, 都市整備課, 下水道課, 建築課, 住宅課, 営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1 課 1 室 新空港地域整備室, 港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課, 都市整備課及び 下水道課を再編整備し、都市政策課, 都市 計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及びコミューター飛行場整備室を設置	
5. 10. 29	コミューター飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課室内として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3. 31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3. 31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及び室を設置 7総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木(建築)事務所を廃止し、地域事務所建設局(支局)を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3. 31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3. 31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部，都市部，空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，3部4局22室を2局3部17課に改組し，6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局，都市局</p> <p>3部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課</p> <p>6室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局 3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
24. 4. 1	<p>組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
24. 11. 15		<p>広島西飛行場事務所を廃止し、 広島ヘリポート管理事務所を設置</p>
25. 4. 1	<p>漁港に関する事務を農林水産局から移管し、港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

4 平成25年度当初予算

(1) 一般会計歳出予算総括表

(単位:千円, %)

区 分	H24当初	H24.2補正 (経済対策分)	H25当初	合計(補正+当初)		
	A			B	C	H24当初比 C/A
総務費	326,470	0	0	皆減	0	皆減
その他事業費等	326,470	0	0	皆減	0	皆減
民生費	2,373	0	2,331	98.2	2,331	98.2
その他事業費等	2,373	0	2,331	98.2	2,331	98.2
農林水産業費	0	978,042	2,057,366	皆増	3,035,408	皆増
公共事業費	0	978,042	1,148,724	皆増	2,126,766	皆増
補助公共事業費等	0	978,042	894,537	皆増	1,872,579	皆増
補助公共事業費	0	978,042	894,537	皆増	1,872,579	皆増
国直轄事業負担金	0	0	0	0.0	0	0.0
単独公共事業費	0	0	254,187	皆増	254,187	皆増
単独建設事業費	0	0	176,967	皆増	176,967	皆増
維持修繕費	0	0	77,220	皆増	77,220	皆増
その他事業費等	0	0	908,642	皆増	908,642	皆増
土木費	81,867,383	16,360,325	80,386,386	98.2	96,746,711	118.2
公共事業費	68,155,631	16,360,325	64,629,593	94.8	80,989,918	118.8
補助公共事業費等	49,425,095	16,360,325	46,339,724	93.8	62,700,049	126.9
補助公共事業費	35,644,772	12,810,925	35,157,167	98.6	47,968,092	134.6
国直轄事業負担金	13,780,323	3,549,400	11,182,557	81.1	14,731,957	106.9
単独公共事業費	18,730,536	0	18,289,869	97.6	18,289,869	97.6
単独建設事業費	8,585,743	0	7,842,256	91.3	7,842,256	91.3
維持修繕費	10,144,793	0	10,447,613	103.0	10,447,613	103.0
その他事業費等	13,711,752	0	15,756,793	114.9	15,756,793	114.9
災害復旧費	2,846,716	0	2,990,688	105.1	2,990,688	105.1
合 計	85,042,942	17,338,367	85,436,771	100.5	102,775,138	120.9
農林水産局からの移管分を除いた場合	85,042,942	16,360,325	83,279,405	97.9	99,639,730	117.2

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注2) 農林水産局からの移管分を含む

(2) 特別会計歳出予算総括表

(単位:千円, %)

区 分	H24当初	H24.2補正 (経済対策分)	H25当初	合計(補正+当初)		
	A			B	C	H24当初比 C/A
港湾特別整備事業費	14,457,235	0	16,733,198	115.7	16,733,198	115.7
流域下水道事業費	7,914,324	0	8,109,701	102.5	8,109,701	102.5
県営住宅事業費	5,286,057	0	4,579,852	86.6	4,579,852	86.6
合 計	27,657,616	0	29,422,751	106.4	29,422,751	106.4
農林水産局からの移管分を除いた場合	27,657,616	0	28,294,437	102.3	28,294,437	102.3

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注2) 農林水産局からの移管分を含む

(3) 一般会計歳出予算事業別内訳表

(単位:千円,%)

区 分	H24年度 当初予算	H25年度 当初予算						比率 B/A
	A	B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独建設 事業費	維持修繕費	その他 事業費等	
総務費	326,470	0	0	0	0	0	0	皆減
2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
当初	326,470	0	0	0	0	0	0	皆減
民生費	2,373	2,331	0	0	0	0	2,331	98.2
2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
当初	2,373	2,331	0	0	0	0	2,331	98.2
農林水産業費	0	3,035,408	1,872,579	0	176,967	77,220	908,642	皆増
2月補正	0	978,042	978,042	0	0	0	0	
当初	0	2,057,366	894,537	0	176,967	77,220	908,642	皆増
道路事業費	42,300,153	51,053,726	24,028,000	10,151,667	4,469,653	6,719,266	5,685,140	120.7
2月補正	0	10,591,000	8,591,000	2,000,000	0	0	0	
当初	42,300,153	40,462,726	15,437,000	8,151,667	4,469,653	6,719,266	5,685,140	95.7
河川事業費	9,477,954	11,178,788	5,514,020	2,304,000	907,880	1,791,226	661,662	117.9
2月補正	0	1,524,000	514,000	1,010,000	0	0	0	
当初	9,477,954	9,654,788	5,000,020	1,294,000	907,880	1,791,226	661,662	101.9
砂防事業費	7,476,417	8,807,019	6,396,375	1,000,000	758,350	640,609	11,685	117.8
2月補正	0	1,408,825	1,298,825	110,000	0	0	0	
当初	7,476,417	7,398,194	5,097,550	890,000	758,350	640,609	11,685	99.0
海岸事業費	2,504,142	3,363,142	2,656,000	600,000	0	107,142	0	134.3
2月補正	0	668,000	568,000	100,000	0	0	0	
当初	2,504,142	2,695,142	2,088,000	500,000	0	107,142	0	107.6
港湾事業費	7,084,170	8,175,357	5,702,670	578,290	683,160	627,770	583,467	115.4
2月補正	0	1,564,400	1,235,000	329,400	0	0	0	
当初	7,084,170	6,610,957	4,467,670	248,890	683,160	627,770	583,467	93.3
空港事業費	724,280	849,938	0	98,000	324,213	0	427,725	117.3
2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
当初	724,280	849,938	0	98,000	324,213	0	427,725	117.3
街路等事業費	3,580,807	4,244,513	3,565,513	0	679,000	0	0	118.5
2月補正	0	604,100	604,100	0	0	0	0	
当初	3,580,807	3,640,413	2,961,413	0	679,000	0	0	101.7
公園事業費	297,114	187,114	105,514	0	20,000	61,600	0	63.0
2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
当初	297,114	187,114	105,514	0	20,000	61,600	0	63.0
住宅事業費	67,581	68,807	0	0	0	0	68,807	101.8
2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
当初	67,581	68,807	0	0	0	0	68,807	101.8
その他事業費	8,354,765	8,818,307	0	0	0	500,000	8,318,307	105.5
2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
当初	8,354,765	8,818,307	0	0	0	500,000	8,318,307	105.5
土木費計	81,867,383	96,746,711	47,968,092	14,731,957	7,842,256	10,447,613	15,756,793	118.2
2月補正	0	16,360,325	12,810,925	3,549,400	0	0	0	
当初	81,867,383	80,386,386	35,157,167	11,182,557	7,842,256	10,447,613	15,756,793	98.2
災害復旧費	2,846,716	2,990,688	2,890,688	0	100,000	0	0	105.1
2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
当初	2,846,716	2,990,688	2,890,688	0	100,000	0	0	105.1
合 計	85,042,942	102,775,138	52,731,359	14,731,957	8,119,223	10,524,833	16,667,766	120.9
2月補正	0	17,338,367	13,788,967	3,549,400	0	0	0	
当初	85,042,942	85,436,771	38,942,392	11,182,557	8,119,223	10,524,833	16,667,766	100.5

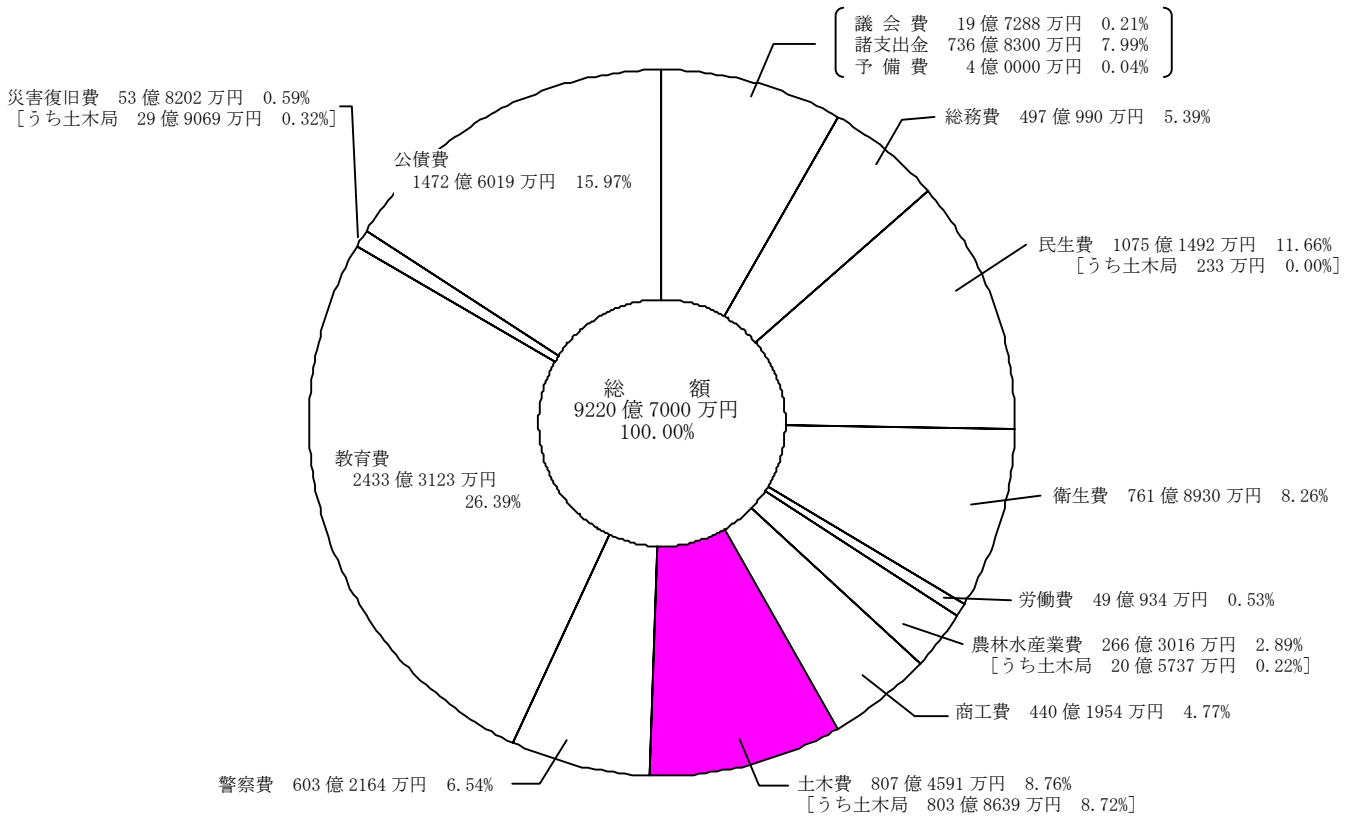
[農林水産局からの移管分を除いた場合]

合 計	85,042,942	99,639,730	50,758,780	14,731,957	7,942,256	10,447,613	15,759,124	117.2
2月補正	0	16,360,325	12,810,925	3,549,400	0	0	0	
当初	85,042,942	83,279,405	37,947,855	11,182,557	7,942,256	10,447,613	15,759,124	97.9

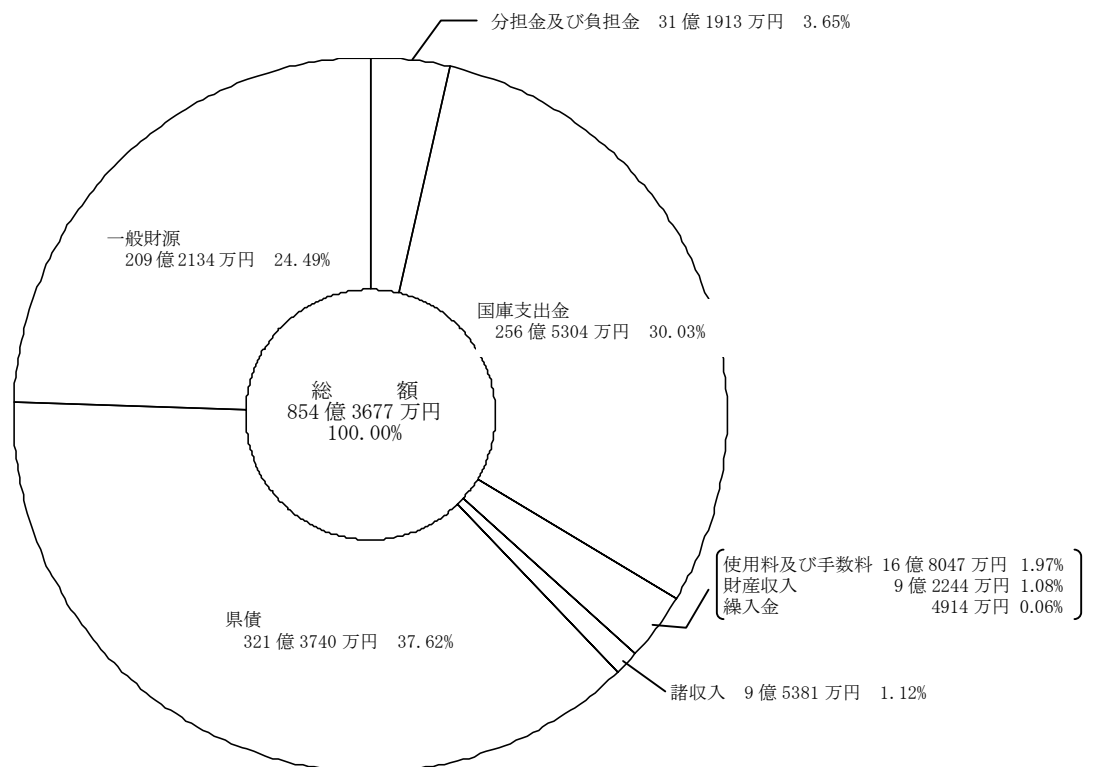
※ 農林水産局からの移管分を含む

(4) 平成25年度土木局関係当初予算(図表)

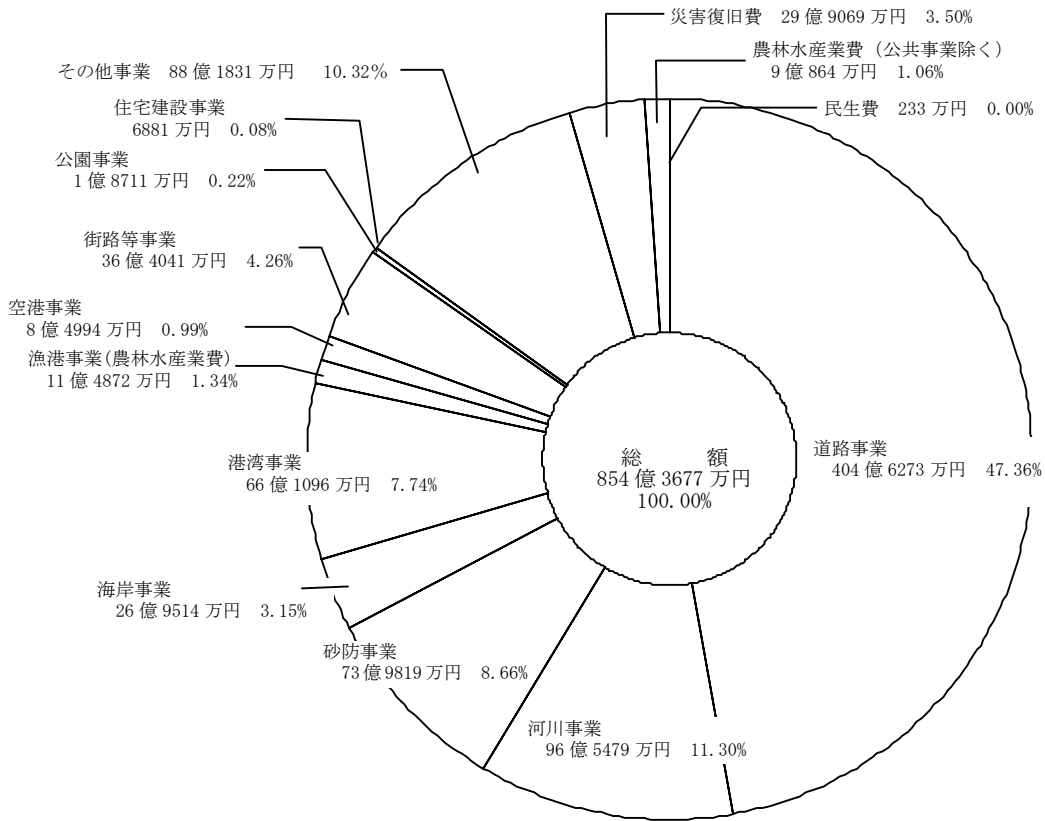
県 予 算 (一般会計)



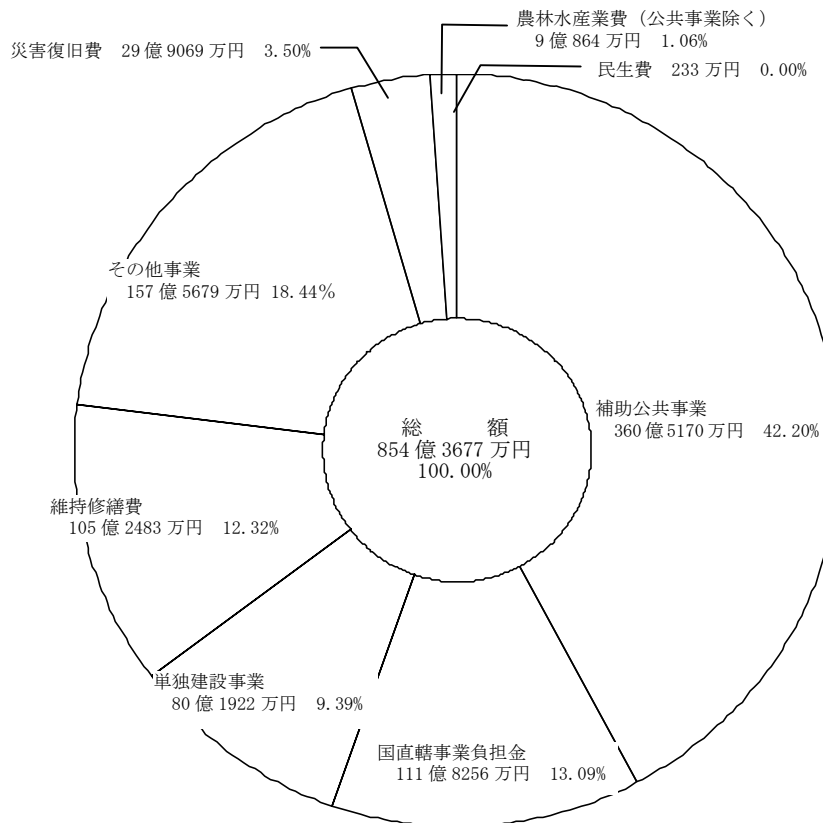
土木局関係予算 財源内訳 (一般会計)



土木局関係予算 歳出内訳 (一般会計)



土木局関係予算 事業別内訳 (一般会計)



(5) 平成25年度土木局関係当初予算

① 一般会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	平成24年度		平成25年度 当初予算額 (C)	比		(C)の財源内訳						
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債
補助公共事業	35,644,772	43,757,942	36,051,704	101.1%	82.4%	1,890,079		17,393,106		40,000	15,522,400	1,206,119
災害 復旧 事業	2,746,716	746,600	2,890,688	105.2%	387.2%			1,858,456			1,026,700	5,532
単独事業	100,000	0	100,000	100.0%	皆増						100,000	0
計	2,846,716	746,600	2,990,688	105.1%	400.6%	0	0	1,858,456	0	0	1,126,700	5,532
国直轄事業負担金	13,780,323	16,764,297	11,182,557	81.1%	66.7%	19,600				565	11,129,400	32,992
単独建設事業	8,585,743	10,959,970	8,019,223	93.4%	73.2%	698,734		4,460,503				2,859,986
維持修繕事業	10,144,793	10,617,793	10,524,833	103.7%	99.1%	37,456	500	1,571,358				8,915,519
その他事業	14,040,595	16,552,691	16,667,766	118.7%	100.7%	172,853	365,896	20,049	897,000	8,119	4,178,300	10,135,156
一般財源歳入	—	—	—	—	—	300,409	1,314,078	349,571	25,444	41,020	180,600	△2,233,969
合計	85,042,942	99,399,293	85,436,771	100.5%	86.0%	3,119,131	1,680,474	25,653,043	922,444	49,139	32,137,400	20,921,335

② 特別会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	平成24年度		平成25年度 当初予算額 (C)	比		(C)の財源内訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
港湾特別整備 事業費	14,457,235	14,286,036	16,733,198	115.7%	117.1%	916,573	2,752,856		4,548,630	1,054,113	1	157,225	7,303,800
流域下水道事業費	7,914,324	6,968,240	8,109,701	102.5%	116.4%	3,976,520		1,339,954	1,334	2,201,254	569	10,170	579,900
県営住宅事業費	5,286,057	5,058,757	4,579,852	86.6%	90.5%	4,718	3,413,193	510,791	866		4,424	2,360	643,500
合計	27,657,616	26,313,033	29,422,751	106.4%	111.8%	4,897,811	6,166,049	1,850,745	4,550,830	3,255,367	4,994	169,755	8,527,200

(6) 土木局関係予算の推移

① 総括表

(単位:千円)

区分	平成22年度		平成23年度			平成24年度			平成25年度		[参考] 平成24年度 2月補正 (経済対策)	平成25年度 合計 (当初+2月補正 (経済対策))	平成24年度 当初比
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比				
補助公共事業	38,119,891	40,209,121	35,283,231	33,970,677	84.5%	35,644,772	101.0%	43,757,942	128.8%	36,051,704	101.1%	49,840,671	139.8%
国直轄事業 負担金	16,418,290	18,492,593	13,395,741	13,695,963	74.1%	13,750,323	102.9%	16,764,297	122.4%	11,182,557	81.1%	14,731,957	106.9%
単独建設事業	8,970,458	9,008,250	7,372,295	8,998,290	99.9%	8,585,743	116.5%	10,959,970	121.8%	8,019,223	93.4%	8,019,223	93.4%
維持修繕費	10,145,903	10,578,003	10,146,029	10,695,629	101.1%	10,144,793	100.0%	10,617,793	99.3%	10,524,833	103.7%	10,524,833	103.7%
その他事業	19,594,215	25,163,644	17,074,631	17,368,037	69.0%	14,040,595	82.2%	16,552,691	95.3%	16,667,766	118.7%	16,667,766	118.7%
災害復旧費	2,805,028	5,799,607	3,153,827	1,028,600	17.7%	2,846,716	90.3%	746,600	72.6%	2,990,688	105.1%	2,990,688	105.1%
合計	96,053,785	109,251,218	86,425,754	85,757,196	78.5%	85,042,942	98.4%	99,399,293	115.9%	85,436,771	100.5%	102,775,138	120.9%

② 公共事業等

(単位:千円)

区分	平成22年度		平成23年度				平成24年度				〔参考〕 平成24年度 2月補正 (経済対策)	平成25年度 合計 (当初+2月補正 (経済対策))	平成24年度 当初比		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額				最終比	当初予算額
道路	17,190,600	18,957,521	16,863,900	15,740,782	98.1%	15,740,782	83.0%	16,233,500	96.3%	22,089,283	140.3%	15,437,000	95.1%	24,028,000	148.0%
河川	5,994,920	5,694,120	5,030,870	5,027,255	83.9%	5,027,255	88.3%	4,564,884	90.7%	4,848,082	96.4%	5,000,020	109.5%	5,514,020	120.8%
砂防	5,354,000	6,527,700	5,608,300	5,476,134	104.7%	5,476,134	83.9%	5,083,550	90.6%	6,208,375	113.4%	5,097,550	100.3%	6,396,375	125.8%
海岸	1,688,100	2,030,405	1,345,800	1,523,800	79.7%	1,523,800	75.0%	2,002,000	148.8%	2,281,710	149.7%	2,088,000	104.3%	2,656,000	132.7%
港湾	4,772,517	3,875,944	3,179,817	3,136,294	66.6%	3,136,294	80.9%	4,599,817	144.7%	5,081,817	162.0%	4,467,670	97.1%	5,702,670	124.0%
漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	894,537	皆増	1,872,579	皆増
街路	3,109,240	3,112,923	3,144,930	2,958,798	101.1%	2,958,798	95.0%	2,950,507	93.8%	3,085,633	104.3%	2,961,413	100.4%	3,565,513	120.8%
公園	10,514	10,508	109,614	107,614	1042.6%	107,614	1024.1%	210,514	192.1%	163,042	151.5%	105,514	50.1%	105,514	50.1%
補助公共計	38,119,891	40,209,121	35,283,231	33,970,677	92.6%	33,970,677	84.5%	35,644,772	101.0%	43,757,942	128.8%	36,051,704	101.1%	49,840,671	139.8%
災害復旧費	2,705,028	5,727,907	3,053,827	1,028,600	112.9%	1,028,600	18.0%	2,746,716	89.9%	746,600	72.6%	2,890,688	105.2%	2,890,688	105.2%
道路	12,037,100	13,497,764	10,032,800	10,311,779	83.3%	10,311,779	76.4%	10,594,779	105.6%	12,711,999	123.3%	8,151,667	76.9%	10,151,667	95.8%
河川	1,966,700	2,701,700	1,462,658	1,532,824	74.4%	1,532,824	56.7%	1,449,973	99.1%	1,936,682	126.3%	1,294,000	89.2%	2,304,000	158.9%
砂防	861,700	908,400	940,783	940,783	109.2%	940,783	103.6%	960,037	102.0%	849,000	90.2%	890,000	92.7%	1,000,000	104.2%
海岸	290,000	293,840	232,166	295,500	80.1%	295,500	100.6%	400,000	172.3%	739,100	250.1%	500,000	125.0%	600,000	150.0%
港湾	1,016,550	769,500	598,500	510,750	58.9%	510,750	66.4%	322,200	53.8%	527,516	103.3%	248,890	77.2%	578,290	179.5%
空港	97,740	38,581	42,167	17,660	43.1%	17,660	45.8%	53,334	126.5%	—	皆減	98,000	183.7%	98,000	183.7%
公園	148,500	282,808	86,667	86,667	58.4%	86,667	30.6%	—	皆減	—	皆減	—	—	—	—
国直轄事業負担金	16,418,290	18,492,593	13,395,741	13,695,963	81.6%	13,695,963	74.1%	13,780,323	102.9%	16,764,297	122.4%	11,182,557	81.1%	14,731,957	106.9%
合計	57,243,209	64,429,621	51,732,799	48,695,240	90.4%	48,695,240	75.6%	52,171,811	100.8%	61,268,839	125.8%	50,124,949	96.1%	67,463,316	129.3%

③ 单独建设事业・维持修缮费等

(单位:千円)

区分	平成22年度		平成23年度				平成24年度				平成25年度		平成24年度 2月修正 (经济对策)	平成25年度 合计 (当初2月修正 (经济对策))	平成24年度 当初比
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額			
道路	5,299,000	5,299,000	4,151,300	5,391,300	78.3%	5,391,300	101.7%	5,161,642	124.3%	7,015,891	130.1%	4,469,653	86.6%	4,469,653	86.6%
河川	1,152,000	1,152,000	963,400	1,113,400	83.6%	1,113,400	96.6%	1,092,195	113.4%	1,162,395	104.4%	907,880	83.1%	907,880	83.1%
砂防・急傾斜	953,800	1,039,800	770,660	770,660	80.8%	770,660	74.1%	770,880	100.0%	770,880	100.0%	758,350	98.4%	758,350	98.4%
海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
港湾	615,906	615,906	726,635	777,635	118.0%	777,635	126.3%	691,283	95.1%	911,283	117.2%	683,160	98.8%	683,160	98.8%
漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	176,967	皆増	176,967	皆増
空港	61,086	12,878	—	30,995	皆減	30,995	240.7%	214,443	皆増	133,921	432.1%	324,213	151.2%	324,213	151.2%
街路地区区画整理	875,066	875,066	740,100	894,100	84.6%	894,100	102.2%	630,300	85.2%	920,600	103.0%	679,000	107.7%	679,000	107.7%
公園	13,600	13,600	20,200	20,200	148.5%	20,200	148.5%	25,000	123.8%	45,000	222.8%	20,000	80.0%	20,000	80.0%
单独建设事业計	8,970,458	9,008,250	7,372,295	8,998,290	82.2%	8,998,290	99.9%	8,585,743	116.5%	10,959,970	121.8%	8,019,223	93.4%	8,019,223	93.4%
道路	6,857,991	6,950,491	6,562,705	6,719,705	95.7%	6,719,705	96.7%	6,539,266	99.6%	6,709,266	99.8%	6,719,266	102.8%	6,719,266	102.8%
河川	1,571,458	1,671,458	1,670,522	1,770,522	106.3%	1,770,522	105.9%	1,673,406	100.2%	1,673,406	94.5%	1,791,226	107.0%	1,791,226	107.0%
砂防・急傾斜	654,765	852,765	640,700	703,300	97.9%	703,300	82.5%	640,609	100.0%	640,609	91.1%	640,609	100.0%	640,609	100.0%
海岸	103,290	103,290	98,174	98,174	95.0%	98,174	95.0%	102,142	104.0%	102,142	104.0%	107,142	104.9%	107,142	104.9%
港湾	662,964	702,964	629,828	859,828	95.0%	859,828	122.3%	627,770	99.7%	930,770	108.3%	627,770	100.0%	627,770	100.0%
漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77,220	皆増	77,220	皆増
空港	250,435	250,435	—	—	皆減	—	皆減	—	—	—	—	—	—	—	—
公園	45,000	46,600	44,100	44,100	98.0%	44,100	94.6%	61,600	139.7%	61,600	139.7%	61,600	100.0%	61,600	100.0%
總合	—	—	500,000	500,000	皆増	500,000	皆増	500,000	100.0%	500,000	100.0%	500,000	100.0%	500,000	100.0%
維持修繕費計	10,145,903	10,578,003	10,146,029	10,695,629	100.0%	10,695,629	101.1%	10,144,793	100.0%	10,617,793	99.3%	10,524,833	103.7%	10,524,833	103.7%
合計	19,116,361	19,586,253	17,518,324	19,693,919	91.6%	19,693,919	100.5%	18,730,536	106.9%	21,577,763	109.6%	18,544,056	99.0%	18,544,056	99.0%
災害復旧費	100,000	71,700	100,000	—	100.0%	—	皆減	100,000	100.0%	—	皆減	100,000	100.0%	100,000	100.0%

(4) 優先順位[プライオリティー]の評価結果

プライオリティー	短期集中戦略		中期戦略	長期戦略		
	広域的な交流・連携基盤の強化	集客・交流機能の強化とブランド力向上	環境保全と循環型社会の構築	防災・減災対策の充実・強化	総合的な交通安全対策の推進	持続可能なまちづくり
☆☆☆ ☆☆	1 港湾 - 広域 - A	2 港湾 - 集客 - A				
☆☆☆☆	3 街路 - 広域 - A	5 街路 - 集客 - A		4 河川 - 防災 - A		
	8 道路 - 広域 - A			6 道路 - 防災 - A		
	10 道路 - 広域 - B			7 港湾 - 防災 - A		
	14 港湾 - 広域 - B			9 砂防 - 防災 - A		
☆☆☆		16 道路 - 集客 - A		11 海岸 - 防災 - A	12 安全 - 交通 - A	
	凡例 順位 事業区分 施策区分 優先度区分 1 港湾 - 広域 - A			13 街路 - 防災 - A		
				18 道路 - 防災 - B		15 港湾 - 持続 - A
				19 海岸 - 防災 - B		17 道路 - 持続 - A
				20 街路 - 防災 - B		
				22 港湾 - 防災 - B	21 港湾 - 交通 - A	
				23 河川 - 防災 - B		24 街路 - 持続 - A
				25 砂防 - 防災 - B		
			26 港湾 - 環境 - B			29 道路 - 持続 - B
		27 道路 - 広域 - C				30 街路 - 持続 - B
	28 港湾 - 広域 - C					
☆☆		32 道路 - 集客 - B			31 安全 - 交通 - B	
		33 港湾 - 集客 - B				34 港湾 - 持続 - B
				35 海岸 - 防災 - C	36 港湾 - 交通 - B	
				37 街路 - 防災 - C		
☆			39 港湾 - 環境 - C		38 安全 - 交通 - C	
						40 道路 - 持続 - C
					42 港湾 - 交通 - C	41 街路 - 持続 - C
					43 港湾 - 持続 - C	

※1 「太枠囲み」は施策を越えて順位付けを行ったものであり、「細枠囲み」は「太枠囲み」を基準として、同一施策内で事業を越えて順位付けを行ったものである
 ※2 順位を示すために項目を並べたものであり、項目間の距離と優先度の差とは一致しない

6 地域整備計画実施方針の策定について

1 要 旨

社会資本未来プラン，事業別整備計画及び社会資本整備の優先順位などの各計画の内容を事務所別に集約整理し，社会資本整備の「見える化」の推進と現場機能の一層の強化を図るため，各事務所ごとに「地域整備計画実施方針」を策定した。

2 実施方針の概要

(1) ねらい

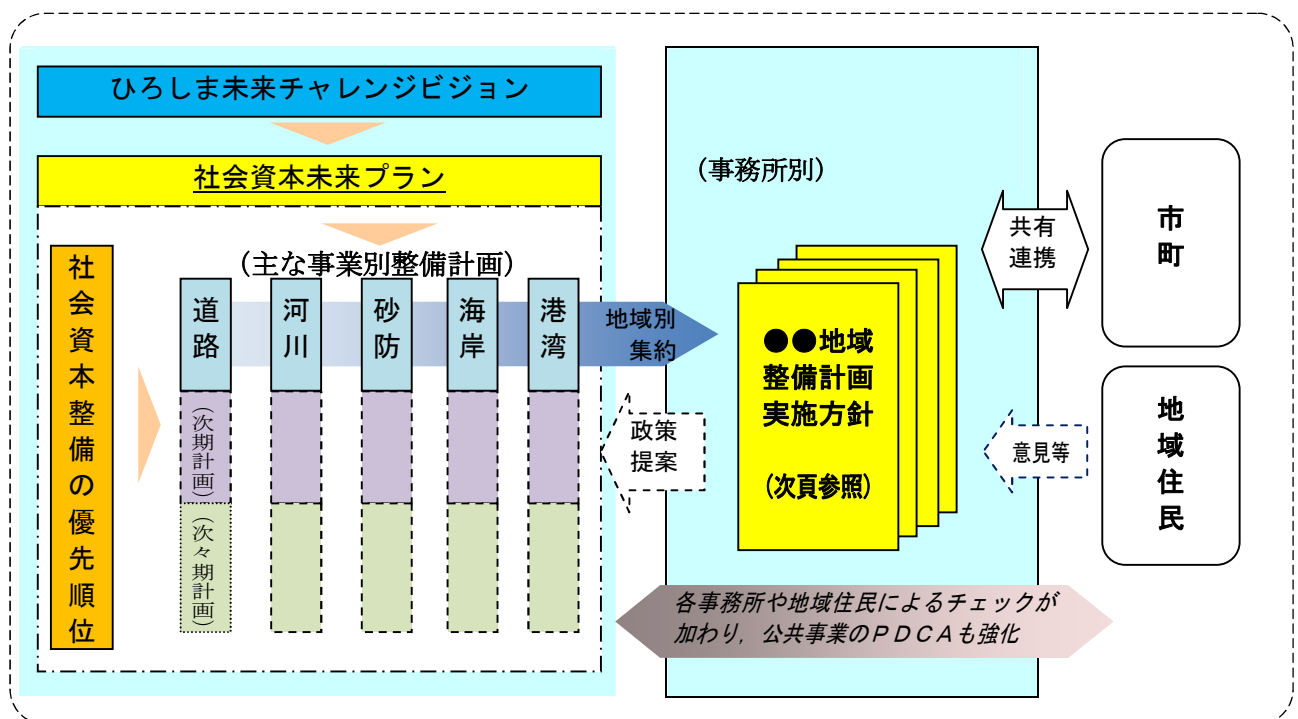
戦略的社会資本整備に対する県民の一層の理解促進，各事務所の政策形成への参画強化

(2) 取組方針

全ての事業等が一元集約される「地域」を単位にした計画の整理・公表・活用

- ① 各事務所が地域単位の総合計画図に計画を集約，地域の現状や課題と合わせて取組の全体像を整理
- ② 各計画箇所を効果的・効率的に進める方策などについて，各事務所がそれぞれ独自に検討・整理
- ③ HP等により公表し，地域住民への一層の「見える化」を促進
- ④ 各事務所における政策検討の基礎資料として活用

【戦略的社会資本整備の推進体系】



7 平成25年度建設事業執行方針

(目的)

- 第1 この方針は、平成25年度の土木局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

- 第2 1 「社会資本未来プラン」(平成23年3月策定)に掲げる「社会資本整備の重点化」方針に基づく7つの分野に対応する事業を積極的に推進するとともに、東南海・南海地震など大規模地震に備えた社会インフラの整備等に重点を置き、集中的な取組みを推進する。
- 2 平成25年度当初予算及び平成24年度補正予算等により緊急かつ切れ目ない「緊急経済・雇用対策」に取り組むこととし、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。
- なお、その執行に当たっては、平成24年度補正予算等の円滑な執行に向けた入札・契約制度の特例措置を活用し、迅速かつ効率的な執行に努めること。
- 3 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。
- 4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)に基づき、工事の品質を確保するための取組みを推進するものとする。
- 5 「広島県公共事業コスト構造改善プログラム」(平成21年12月策定)に基づき公共事業の計画段階から維持管理までを通じた、総合的なコスト構造の改善を推進する。

(事業の執行)

- 第3 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、適正な執行に努めるものとする。
- 2 上半期については、別途定める「平成25年度土木局公共事業等上半期執行計画」に基づき計画的な執行を図ることとし、各種事務手続きの簡素化、迅速化等に努めるものとする。

(執行計画の策定)

- 第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。
- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。
- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものとする。
- 計画の策定に当たっては、事業課と用地主管課とで十分な意見調整を行い、用地取得等のための十分な期間を確保した計画を作成するものとする。
- また、土地収用法(昭和26年法律第219号)の適用を踏まえたものとし、事業認定要件適合性等評価表(道路事業)等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課(土地収用法の事業認定申請の主管課)とも協議するものとする。

(適正工期の設定)

- 第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

(工事の執行)

- 第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。
- 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

(工事監督・検査体制の確保)

- 第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

(建設副産物対策)

- 第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。
- 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。
- 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

(建設資材)

- 第9 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。
- 2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、砕石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
- 3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。
- 4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入するものとする。

(用地取得事務)

- 第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月7日制定）の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。
- ① 用地取得は、原則として工事实施の前年度までに行うものとする。
- ② 特に、重要事業については取得年度計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努めるものとする。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努めるものとする。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。

- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

(工事等の進行管理)

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」(昭和53年4月1日制定)に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

(電子調達の推進)

第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

2 事業成果の電子納品については、受発注者の意見を踏まえ改善に取り組むとともに、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

3 事業執行の電子化を推進するため、情報開示システムの拡大や情報共有システムの実証実験等に取り組むものとする。

(測量等事前調査)

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

(建設工事に係る受注者の指名等)

第14 1 建設工事を一般競争入札により発注する場合は、「一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)」(平成7年4月1日制定)又は「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」(平成19年10月1日制定)により実施するものとし、特に、入札参加資格要件を設定する場合は、工事の適正な施工が確保されるよう留意すること。

2 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用すること。

3 指名競争入札における指名業者の選定においては、「建設工事指名業者等選定要綱」(昭和40年12月27日制定)により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。

① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。

② 優秀で施工能力の優れている県内建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした工事に参加できるものとして取り扱うこと。

③ 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、あらかじめ理由書を提出させること。

5 県内建設業者の企業連携及び協業化の促進を図るため、「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」(平成15年6月1日施行)による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置及び

「経常建設共同企業体取扱要綱」（平成23年5月16日制定）による入札参加資格審査の特例措置により、建設業者の合併等を一層促進する。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

- 第15
- 1 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。
 - 2 県内測量・建設コンサルタント等業者の企業連携及び協業化の促進を図るため、入札参加資格審査の特例措置により、測量・建設コンサルタント等業者の合併等を一層促進する。

（入札・契約制度）

- 第16
- 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
 - 2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。
 - 3 優秀で施工能力の優れている建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした公募案件に応募できるものとするなど、適正な受注機会の確保を図るものとする。
 - 4 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価方式による入札を推進する。
 - 5 建設工事のコスト縮減及び品質確保等を図るため、VE方式及び詳細設計付施工方式等の多様な入札契約方式を推進する。
 - 6 金融機関等が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能の活用による、過度な入札参加の抑制により、質の高い競争環境を整備するため、入札ボンド制度を試行する。

（受注者の指導）

- 第17
- 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。
- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には処置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
 - ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化するものとする。
 - ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。
 - ④ 県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（計画的な維持管理）

- 第18
- 「広島県公共土木施設維持管理基本計画」（平成18年3月策定）に基づき導入したアセットマネジメントを推進し、計画的かつ効率的な維持管理を実施する。

(暴力団等による不当介入等の排除等)

- 第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置することとする。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」(平成6年8月31日制定)及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」(平成15年4月1日制定)によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」(平成25年2月8日制定)によりの確に対応するものとする。

(環境配慮の推進)

- 第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」(平成15年4月1日施行)に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

- 第21 適正な公物管理の推進を図るため、「管理事務引継処理要領等の制定について」(平成5年3月29日通知)に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。

平成 25 年 7 月発行

土木建築行政の概要

作 製 広島県土木局

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

TEL 082-228-2111 (代表)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>
